

保土ケ谷区少年野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、保土ケ谷区少年野球連盟(設立：昭和55年3月1日)とし本部事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとしての正しい軟式野球を、保土ケ谷区内の小学生を中心とする地域に普及し、その健全な育成並びに健康の促進と体位の向上に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行い、事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

- (1) 保土ケ谷区少年野球大会の主催と後援
- (2) 少年野球の普及発展・技術向上に関する研究と指導
- (3) 審判技術の向上に関する研究と指導
- (4) 少年野球施設の拡充と改善
- (5) 親睦会・大会誌発行・卒業生送別運動会・その他本連盟の目的達成に関する事業（親睦会規定は別に定める。）
- (6) 他野球連盟との相互発展に資する協力・支援

第3章 会 員

第4条 本連盟の会員は、正会員チームと賛助会員をもって構成する。

第5条 正会員チームは、区内に所属する少年野球チームとし、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 登録選手は、小学生および入学を前提とした未就学児とする。
- (2) 正会員チームは、20歳以上の代表者、監督を必要とする。
- (3) 登録選手及び監督・コーチは、2以上のチームにわたって登録することはできない。

第6条 正会員となるチームは、次のとおりとする。

本連盟の定める登録申込書(1通)を会員に提出し、登録の審査を受けるとともに異

動が生じたときは速やかに会長にその旨届ける。

正会員としての登録を希望したチームが第5条に定める条件を備えることができない場合には、当該チームを「休部登録」として認める。この「休部登録」チームは単独で活動はできず、また、理事も選出することができない。

第7条 正会員チームは、第5条に定める条件を備えることができない場合およびチーム代表者からの脱退意思を申し出た場合、会長がこれを認め脱退することができる。

第8条 本連盟の規律は、次のとおりとし、本連盟関係者は遵守に努めなければならない。なお、これに反した場合には、理事会に諮り処分することができる。

- (1) 正会員チームは、本連盟以外の団体等に参加することはできない。
- (2) 正会員チームは、本連盟が主催・後援する行事及び大会以外の試合等のために、本連盟の主催・後援する行事及び試合を棄権することはできない。
- (3) 本連盟関係者は、本規約及び大会要領・競技運営細則等を遵守しなければならない。

第9条 賛助会員は、第2章「目的及び事業」に賛同し、第27条に定める賛助金を納める個人・法人・団体とする。

第4章 役員

第10条 本連盟の役員は次の役職・定数にて構成する。ただし、会長・理事長・会計・常任理事・理事・監事は必ず選出しなければならない。

- (1)名誉会長 1名 (2)会長 1名 (3)相談役 若干名 (4)副会長 2名以下
- (5)理事長 1名 (6)副理事長 2名以下 (7)会計 1名 (8)常任理事 若干名
- (9)理事 若干名 (10)監事 2名 (11)顧問 若干名

第11条 理事は、正会員チームからの代表者各1名と賛助会員の中から10名の範囲で会長が選出する。

なお、理事が前条の会長・副会長・理事長・副理事長及び会計に選任されるか、または常任理事会の推薦により会長が認めた場合には、正会員チームより理事1名を追加選出することができる。

第12条 第10条に定める役員のうち、会長・副会長・理事長・副理事長・会計及び常任理事を執行役員(以下、同じ。)と称し、本連盟の事業年度における全ての会務を執行する。

- (1) 執行役員は、名誉会長・相談役及び顧問を除き毎年2月の定例理事会において理事の互選にて選出する。また、任期は事業年度の1カ年とし、再選を妨げない。
- (2) 名誉会長は、当連盟の会長職として20年以上連盟の発展に寄与した者を常任理事会の推薦により理事会に諮って選任する。執行並びに議決権は有しない。
- (3) 相談役並びに顧問は、本連盟の発展に貢献した者の中から、常任理事会の推薦により理事会に諮って選任し、会長が委嘱する。執行並びに議決権は有しない。
- (4) 執行役員は、原則として満70歳まで会務を執り行うことができる。

第13条 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。

第14条 相談役は、会長が会務を統括する上での助言を行うとともに紛議における調停役を担う。

第15条 副会長は、会長を補佐し会長が不在の時は会務を執行する。

第16条 理事長は、本連盟の主催後援する各種競技大会及び第32条に定める各専門部の総括・理事会に対する事業の経過報告並びに新年度の事業計画を企画立案する。

第17条 副理事長は、理事長を補佐し理事長が不在の時はその職務を代行し、また、各専門部を総括・援助する。

第18条 会計は、当年度の収支を明確にし、年1回の決算報告および新年度予算を企画立案する。

第19条 常任理事は、常任理事会及び理事会で決定された事項を執行・補佐するほか、第32条に定める専門部に所属しその任務に当たる。

第20条 監事は、会計の監査を年1回行い、理事会に監査報告を行う。その他必要に応じて臨時に監査することができる。

第21条 相談役・顧問は、会長が必要に応じて各種会議等に招き、意見等を述べることができる。

第5章 会 議

第22条 本連盟の会議は、理事会及び常任理事会とする。

第23条 理事会は、第11条に定める理事及び第12条に定める執行役員において構成し、必要に応じて会長が招集する。なお、会長・副会長・理事長・副理事長・会計および提案する常任役員を除く全理事は、この理事会における議決権を有するとともに議長へも選任する。

定例理事会は事業年度末までに次の事項を議決・承認する。

- (1) 当年度の事業経過報告
- (2) 新年度の事業計画
- (3) 決算と予算
- (4) 役員の選出
- (5) 規約の改正
- (6) その他必要事項

第24条 常任理事会は、執行役員をもって構成し、理事会の決定事項を執行する。会議の招集は必要に応じて会長が招集する。常任理事会は、理事会の決定事項を執行するため目的達成に関する必要事項を決定するほか、次の事項を審議し決定する。

なお、(3)の事項は、改めて理事会に報告し承認を受けなければならない。

- (1) 理事会に提出する議案
- (2) 各専門部の企画立案
- (3) 理事会議決承認事項に関わらず緊急を要する事項

第25条 理事会・常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者出席者(複数理事選出の会員チームは議決権数を1とする。)の過半数で決する。ただし、正会員チームの理事が出席できない場合はその同チームから代理者を出席させなければならない。

なお、構成員の了承を得た上で、会長判断による書面・電子媒体等代替会議の成立・決議を行うことができる。

第6章 会計

第26条 本連盟は、次の収入によって事業を執行する。

なお、本連盟の事業遂行のため必要に応じて理事会の議決により会費等を臨時に徴収する事ができる。

- (1) 年会費 (連盟登録料)
- (2) 参加費 (大会参加費)
- (3) 賛助金 (賛助会員)
- (4) その他の収入 (補助金、協力金等)

第27条 前条に定める会費・納入時期は次のとおりとする。

- (1) 年会費は別に定めるものとし、新年度登録手続きの時に納入する。
- (2) 大会参加費は当該大会の定められた大会参加登録期間に納入する。
- (3) 賛助金は当該大会に定められた金額とし、個人場合は、年額 3,000 円として、法人、団体についてはこの限りではない。

第 28 条 会計及び財務担当は、毎会計年度の歳入出予算を編成し総会の議決を得なければならない。また、収入支出決算書を作成して常任理事会に報告し、決算書及び会計帳簿・収支証書類を監事の監査を受け、総会で承認を得なければならない。

第 29 条 本連盟の事業遂行のために行動する役員、審判員に対する費用の支払規定を設けることができる。

第 30 条 本連盟は理事会の承認を得て特別会計を設けることができる。

第 31 条 会計年度は事業年度(3月1日～翌2月末日)と同じとする。

第 7 章 専門部

第 32 条 第 3 条に定める事業を行うため、常任理事会の管轄下に次の専門部を置き、その主たる任務をア～エのとおりとする。なお、各部に部長(局長)・副部長(次長)を置くことができる。

(1)事務局 (2)財務部 (3)競技部 (4)審判部

ア 事務局は、本連盟事業活動及び事務局としての統括管理に当たる。

イ 財務部は、会計を補佐し大会費収支及び各種事業の収支に当たる。

ウ 競技部は、事務局及び審判部と密接な連携をとりながら各種競技大会の運営に当たる。

エ 審判部は、事務局及び競技部と密接な連携をとりながら各種競技大会の運営に当たる。また、部内に指導育成委員会を設置し、特に審判技術の向上に関する研究・指導を行い、審判講習会等企画立案しその運営に当たる。

なお、審判部員のルール修得・審判技術の向上・親睦等を図るため審判部部則を別に定めることができる。

第 33 条 前条に定める専門部は、別表「保土ヶ谷区少年野球連盟 組織・事業分担」に詳細を明記するものとする。

第 34 条 本連盟は、連盟事業における苦情相談を受け付け、また、規約に反する行為に対

処するための委員会を設置することができる。この委員会の委員は、会長が任命する。

第8章 その他

第35条 本連盟は、連盟が関与する全ての個人情報(肖像を含む)について、これを適正に管理運用し、第2条に掲げる目的以外にはその利用を行わないこととする。

第36条 この規定の定めないことの事項について協議が必要な場合は、常任理事会で協議し理事会の承認を得ることとする。

附 則

1. 本規約は、平成9年3月1日から施行する。
2. 本規約に疑義が生じた場合は、理事会に諮って決定する。
3. 昭和57年6月26日から施行した保土ヶ谷区体育協会野球部(少年学童部)の規約は、本規約の施行と同時に消滅する。
4. 本規約は、平成10年2月21日から一部改正して施行する。
5. 本規約は、平成13年2月25日から一部改正し平成12年9月3日から施行する。
6. 本規約は、平成14年2月24日から一部改正し平成14年2月1日より施行する。
7. 本規約は、平成15年2月22日を以て第13条、第14条、第15条および第28条の一部を改正、第29条を新設し即日施行する。
8. 本規約は、平成23年2月19日を以て第2条、第3条(5)、第5条、第10条、第11条、第17条、第24条を改正、第25条および第26条を廃止、第13条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第8章第34条を新設、従来の第13条以降第24条は第13条新設に伴い第14条以降第25条とし順次繰り下げる。第27条、第27条、第28条、第29条は第26条以降第30条の新設により、それぞれの第31条、第32条、第33条とし即日施行する。
9. 本規約は、平成24年2月18日を以て第19条を改正して即日実施する。
10. 本規約は、平成25年2月16日を以て第8条2項、第10条、第11条、第21条、第23条を改正して即日施行する。但し、第11条3項については、1箇年の猶予期間を置く。
11. 本規約は、平成26年2月16日を以て第1条を改正、第11条3項を一部改正し4項とし、新たに3項を新設し即日施行する。
12. 本規約は、令和3年2月21日を以て別表新旧対照表に則し改正、即日施行する。
13. 本規約は、令和6年2月25日を以て別表新旧対照表に則し改正、即日施行する。